

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙情対発第10号、丙備企発第109号
平成31年3月27日
警察庁生活安全局長
警察庁警備局長

サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進について(通達)

不正アクセス行為やサイバー攻撃、その他サイバー犯罪の手口が悪質巧妙化する中、サイバー犯罪認知時の民間事業者から警察への通報は活発とはいえ、潜在化するおそれがある。このような状況においてサイバー犯罪に対し的確に対処するためには、警察と民間事業者がサイバー犯罪に対し共同対処をしていくことによって、サイバー犯罪の潜在化の防止、サイバー犯罪に関する捜査活動の効率化及びサイバー犯罪の再発防止を図る必要がある。

都道府県警察にあつては、別紙の「サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処に関する指針」に従って、民間事業者とのサイバー犯罪に対する共同対処の取組を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、「サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処の推進について」(平成24年7月12日付け警察庁丙情対発第22号ほか)は廃止する。

サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処に関する指針

1 目的

この指針は、警察と民間事業者のサイバー犯罪に対する共同対処に関し必要な事項を定めることにより、サイバー犯罪の認知、捜査、被害防止等における警察と民間事業者の連携強化を図ることを目的とする。

2 共同対処の基本的な考え方

潜在化しやすく、ますます巧妙化するサイバー犯罪に対し的確に対処するためには、警察と民間事業者がそれぞれの活動目的や立場を相互に理解し、協力し合うことによってそれぞれの責務を適切に果たしていくことが重要である。

そのため、警察と民間事業者のサイバー犯罪に対する共同対処については、次のとおり連携強化を図るべく、都道府県警察からサイバー犯罪の防止を図る上で重要な社会的責務を担っている民間事業者を重点対象として、積極的に働きかけること。

(1) サイバー犯罪の認知

サイバー犯罪は潜在化しやすい性質があるため、民間事業者がサイバー犯罪を認知した場合（委託を受けて、サイバー犯罪の発生を警戒し、防止するウイルス対策ソフト提供事業者、セキュリティ監視サービス提供者等のセキュリティ関連事業者が認知した場合を含む。）の警察への通報を促進すること。

そのため、都道府県警察は、あらかじめ民間事業者に対し、通報を求める事項の周知に取り組むこと。

(2) サイバー犯罪捜査

都道府県警察は、民間事業者から通報を受けた案件については、民間事業者の円滑な事業運営に配慮しつつ、必要な捜査協力を得ることにより積極的に事件化を図ること。

(3) 被害拡大防止措置等

都道府県警察は、サイバー犯罪を認知した民間事業者に対し、当該サイバー犯罪による被害の拡大を防止するため必要な措置の実施及び再発防止措置に関し、必要な助言及び援助を行うこと。

(4) 公表の可否の判断

サイバー犯罪の発生及び検挙についての公表は、サイバー犯罪の一般的抑止や被害拡大防止に効果がある一方で、民間事業の運営に様々な影響を及ぼすことに鑑み、都道府県警察は、民間事業者の意見を十分聴いた上で公表の必要性や有効性を総合的に勘案して公表を検討すること。

(5) 情報共有

都道府県警察は、サイバー犯罪捜査によって得られた犯罪手口情報その他サイバー犯罪の防止に有効な情報を、民間事業者が特定されないよう限定措置を加え

た上で、サイバー犯罪を防止するための情報共有活動に積極的に活用すること。

3 共同対処の確実かつ適切な実施

都道府県警察は、前記2に沿って、別添1の「サイバー犯罪共同対処協定書モデル」及び別添2の「サイバー犯罪の通報及び公表に関する細目」を参考に民間事業者との連携強化に関する取決めを締結するなど、確実かつ適切な共同対処を図ること。

別添1 サイバー犯罪共同対処協定書モデル

協定書

〇〇県警察と株式会社△△（以下「△△」という。）は、サイバー犯罪に対する共同対処を実施するに当たり、以下のとおり協定書を締結する。

（相互協力等）

第1条 〇〇県警察と△△は、サイバー犯罪に適切に共同対処するため、サイバー犯罪の認知、被害拡大防止等に関し相互協力するとともに、△△は〇〇県警察のサイバー犯罪捜査及び対策に関し必要な協力を行う。

（サイバー犯罪の認知）

第2条 △△は、サイバー犯罪のうち次に掲げるものを認知したときは、〇〇県警察に速やかに通報するものとする。

- 一 不正アクセス行為
- 二 D o S 攻撃
- 三 不正指令電磁的記録の供用行為
- 四 フィッシング行為
- 五 上記に掲げるもののほか、社会的影響が大きい事案

2 その他通報に関する事項は細目で定める。

（サイバー犯罪捜査）

第3条 〇〇県警察は、△△から通報を受けたサイバー犯罪について、△△の円滑な事業運営に配慮しつつ、△△から必要な捜査協力を得つつ積極的に事件化を図るものとする。

（被害拡大防止措置等）

第4条 △△は、サイバー犯罪を認知したときは、〇〇県警察と協力して、利用権者、関係企業に対する情報提供を行うなど、被害拡大や再発防止の措置に努めるものとし、〇〇県警察は、必要な助言及び援助を行うものとする。

（公表及び情報共有）

第5条 △△が認知したサイバー犯罪についての公表は、サイバー犯罪の一般的抑止や被害拡大防止の効果がある一方で、△△の事業運営に様々な影響を及ぼすことから、公表を予定する事案の態様に応じ、細目に定める対応を行うものとする。

2 〇〇県警察は、サイバー犯罪捜査によって得られたサイバー犯罪の防止に有効な情報について、△△との情報共有活動を積極的に行うものとする。

(協議)

第6条 本協定書に定めのない事項及び本協定書条項中疑義の生じた事項については、〇〇県警察と△△が別途協議の上定める。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、〇〇県警察、△△が署名捺印の上保管する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県警察本部長

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社△△

代表取締役

別添2 サイバー犯罪の通報及び公表に関する細目

サイバー犯罪の通報及び公表に関する細目

第1条 株式会社△△（以下「△△」という。）は、通報時に、下記のうち判明している事項を〇〇県警察に伝えるものとする。なお、通報後に判明した事項は、順次連絡するものとする。

- ・ 事案の発見日時
- ・ 事案の発生日時
- ・ 事案の概要
- ・ 現在の状態
- ・ サーバ設置場所
- ・ ログ、システムの構成
- ・ その他参考となるべき事項

第2条 △△が認知したサイバー犯罪についての公表は、事案の態様に応じて、下記のとおり行うものとする。

一 捜査を行い被疑者検挙等に至った事案

捜査結果を公表する際、〇〇県警察と△△が事前に協議する。

二 社会的影響の大きい事案

被害の拡大防止等の必要性がある場合は、〇〇県警察と△△が協議の上、公表を行う。

2 緊急時には、例外的に事案の態様に応じ、〇〇県警察若しくは△△の独自の判断で公表を行うものとする。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県警察本部〇〇部

サイバー犯罪対策課長

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社△△

□□部長